

佐伯市議会基本条例の検証結果について（報告）

佐伯市議会基本条例第 27 条に定める見直し手続きにつきまして、このたび、「佐伯市議会基本条例に係る活動検証等の実施に関する要綱」に基づき、議会改革推進委員会において活動検証を実施いたしました。

その結果を、同要綱第 5 条の規定により、正副議長（6 月 23 日）及び議会運営委員会（7 月 1 日）へ報告しましたので、下記のとおり佐伯市議会ホームページで公表します。



大崎副議長（左端）、塩月議長（左中央）・に報告する大野委員長（右中央）、脇坂副委員長（右端）

1. 活動検証の概要

議会改革推進委員会では、計 3 回の委員会（5 月 1 日、20 日、6 月 2 日）を開催し、佐伯市議会基本条例の全 27 条について、一つひとつの条項を詳細に評価・検証しました。

評価にあたっては、会派ごとに取りまとめた評価・検証シートを活用し、評価区分を「段階評価」と「評価後の取組」の 2 つに、評価基準を別表のとおり定め、客観的な検証に努めました。各章・各条における議会及び委員会の取組状況の詳細については、別紙の検証結果を御覧ください。



議会改革推進委員会での検証作業の様子

2. 委員会で特に議論された課題と今後の対応

今回の検証作業において、委員会内で特に議論があり、今後の検討課題として認識した点は以下の2つです。

(1) 請願及び陳情に関する条項の文言調整について

これは、基本条例第4章「市民と議会の関係」第4項に定める「議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議においては、原則として当該請願及び陳情をした者の意見を聴く機会を設けるものとする。」という条項に関するものです。

本条例は平成22年9月に制定されましたが、平成24年の地方自治法改正で「陳情」の文言が使われなくなっていることを踏まえ、条項の文言を調整する必要があるのではないかと意見が出されました。この点については、引き続き委員会で調査・検討を進めてまいります。

(2) 検証間隔の在り方について

今回の検証は、任期1年目の活動を対象として実施しました。次回の検証は2年目、3年目の活動が対象となりますが、基本条例に改正がない中で、毎年検証を実施する必要があるのかという意見も出されました。

この検証間隔の在り方についても、委員会運営の効率性や実効性の観点から、引き続き委員会で検討してまいります。

3. おわりに

今回の活動検証により、基本条例に基づく議会活動の現状と課題が明確になりました。当委員会としては、今回の検証結果を踏まえ、議会のさらなる活性化と議会機能の向上に向けて、引き続き検討を重ねてまいります。